

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第42号 2014年5月14日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ http://kodomo.p-web.biz/

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和（元山口県小学校教員）

政治の介入に反対！ 教育の自主性と教育行政の独立性を守れ

—— 全国の教育委員へのアンケートから ——

安倍内閣は、4月4日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正」法案）を閣議決定し、国会へ提出しました。「改正」法案は、①首長が教育に関する総合的な大綱を定めること②首長と教育委員会をメンバーとする総合教育会議をおくこと③教育委員会のメンバーは、首長が直接任命・罷免権を持つ教育長と教育委員であることなど、首長が直接教育に介入できる内容となっています。

そもそも1948年に成立した教育委員会法は、戦前の教育が子どもたちを戦場に追い立てた痛苦の反省から「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきであるという自覚のもと」に策定されたものです。教育委員会法は1956年、国民の大きな反対を押し切って廃止され、「地方教育行政法」が策定されました。

しかし、教育基本法の「教育は不当な支配に服することなく」との文言は2006年の教育基本法改悪にあたっても、変えられることはありませんでした。今回の「改正」法案が成立してしまえば、首長による「教育への不当な支配」を許すことになり、教育の自由・自主性が奪われる戦後教育委員会制度の大改悪となってしまいます。

<教育委員アンケートの概要>

子ども全国センターは、昨年12月13日に中教審が「今後的地方教育行政の在り方について（答申）」（以下「中教審答申」）を文部科学大臣に提出して以来、教育委員会制度の改定問題にとりくんできました。その一環として、今年3月中旬から4月中旬にかけて、すべての都道府県・市区町村教育委員会に所属する教育委員を対象に「教育委員会制度に関するアンケート」（以下「教育委員アンケート」）を実施しました。

「教育委員アンケート」では、「中教審答申」の内容に沿って、教育委員の皆さんと考えをお聞きしました。

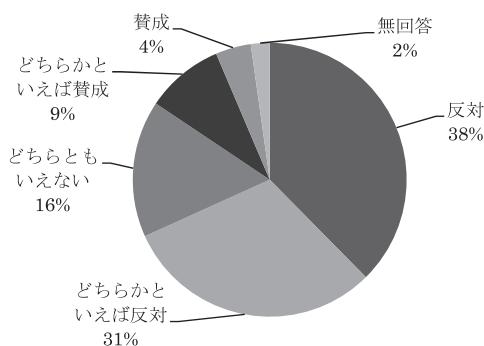
4月16日までに、246の教育委員会に所属する教育委員から359通の回答が寄せられました。アンケート送付直後から毎日途切れることなくアンケートが返送され、この問題への教育委員の関心の高さがうかがわれるものとなりました。

(1) 教育行政への首長の介入について

「安倍首相は、教育行政に知事や市長など首長の政治的な考え方より反映しやすいしくみに変えようとしていますが、どのようにお考えですか」については、「反対38%」「どちらかといえば反対31%」と7割近い教育委員が反対しています。賛成は、どちらかと言えば賛成を含めても13%にとどまりました。

反対（どちらかといえば反対を含む—以下同じ）の理由としては、「政治と教育が結びついては、子どもたちの教育にゆがみが出てしまう」「地方教育行政は国や行政権から独立し、国民に直接責任を負って行われるべきもの。大切な子どもたちの成長や発達をその時々の首長の裁量に従属させるのは、現場の実態とあまりにもかけ離れている」など、国民の教育権、子どもの権利に立った回答が多数寄せられました。

また、賛成（どちらかといえば賛成を含む—以下同じ）とした教育委員からも、「自治体における教育として、その責任と自覚を持ち、依存体質から脱却した自治教育の展開が必要である」など、地方の自主性を生かす、地方分権のために必要との意見が多く寄せられました。



(2) 教育長の罷免要件の拡大について

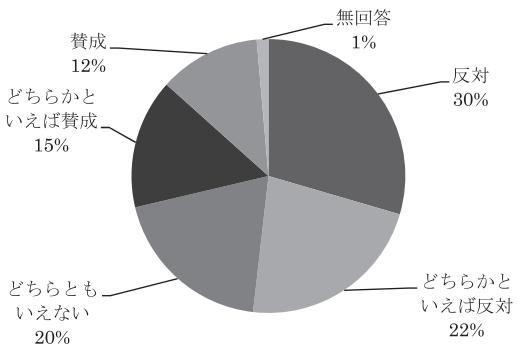
「『答申』では、教育長の罷免について、これまでには健康上の理由や犯罪等の限定された要件でのみ可能とされていたものを首長が『教育長の事務の執行が適当でないため学校運営等に支障が生じている場合』を罷免要件とする案が出されていますが、どのようにお考えですか」との問い合わせに対しては、反対が52%と賛成の27%を大きく超えています。

反対の理由としては、「首長の恣意により教育行政の

中立性が侵されかねない（地方教育行政は国や行政権から独立し、国民に直接責任を負う＝原則）」など、教育行政への首長の介入、権限拡大への強い懸念が示されました。

「改正」法案では、「中教審答申」で示された上記の罷免要件は入らないことになりましたが、教育委員の皆さんの懸念は当然のことだと考えます。

賛成の理由の中でも「教育長が"子ども主体""中心"ということを忘れ、支障が生じる実務の執行をした場合には、罷免してもいいと思う」など、あくまでも子どもと教育を中心に考えるとの方向の意見が出されています。

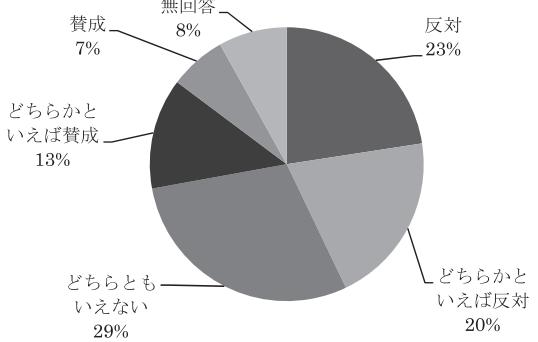


(3) 地方教育委員会への国のは正要求の要件緩和について

「『答申』では、国のは正要求について、国によるは正要求の要件を緩和する方向性が示されていますが、このことについて、どのようにお考えですか」との問い合わせについては、反対が43%で、賛成の20%の2倍となりました。

反対の理由として「時の政権の意図する方向に流されるおそれがあり、教育の政治的中立性、公平性がおびやかされかねない」「地方教育行政の現場における判断を尊重すべきであり、過剰な介入は適当だといえない」など、国の方針への介入を危惧する意見が多数寄せられました。賛成の意見としては、「義務教育の同質性を保つためには、国によるは正要求が必要な時がある」などの意見が寄せられました。

「改正」法案では、は正指示の要件に「(児童、生徒等の生命または身体)に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止する」との文言が付け加わっています。「おそれ」まで入れたことで、拡大解釈され国の方針への介入に道を開く可能性が強まっています。



(4) 教育委員を経験しての感想、今後の地方教育行政のあり方について

現在教育委員を経験する中での感想として、「子ども3人を育てる保護者として任命された。以前は教育行政にあまり関心を持たなかったが、親として、そして、一人の住民として、日々、学校と地域のあり方、教育行政のあり方について学び、考えている。教育の未来を考えることは地域の未来、この国の未来を考えることであると自分なりの使命感をもって、活動・発言させていただいている」など、子どもと教育に真摯に向き合う教育委員の姿が浮き彫りになりました。

一方、「確かに現状の教育委員会のあり方には課題が多く、疑問点、矛盾点を上げればここに書ききれないほど」「教育委員会の形骸化と言われるのも直接感じている」などの率直な提起もありました。「戦後、教育委員が公募制であったことも含めて、その存在意義をよく考え活動する教育委員、見える教育委員であるべきだと思う」「父母や地域住民の教育に関する意向が十分に行政に反映されるように、教育委員会をもっと活性化しなければならない」「市民の声が反映できる場を拡大してほしい」など、教育委員会制度改革に向けた声も多数寄せられています。

(5)まとめと今後のとりくみ

全体を通じて、今回の制度改定に対して、国民的な議論を尽くして合意を図りながらすすめていくべきであり、その際に子どもと教育の立場に立って考えていくことが大切であることが示されたアンケート結果となりました。

子ども全国センターは、この結果をまとめ4月10日に記者発表を行いました。また、4月30日には、全国のすべての教育委員会委員長あてに「アンケート結果のまとめ」を送付しました。今後、加盟団体とともに、こうした声をいかし共同を広げ、「地方教育行政法の『改正』に反対する請願」署名など「改正」法案の廃案をめざすとりくみを強めていきます。

子どもの主食としての「遊び・遊び」 —子どもの権利条約第31条と子どもの生活の見直し

子ども全国センターは2月22日（土）、「子どもと教育を語るつどい2014」を開催しました。堀尾輝久・代表委員が開会挨拶をおこない、増山均・早稲田大学文学学術院教授が「子どもの主食としての『遊び・遊び』—子どもの権利条約第31条子どもの生活の見直し」と題して講演しました。増山さんの講演（要旨）を紹介します。（文責：編集部）



一、「遊び」と「遊び」一人間的な発達にとっての意味

子どもの遊びは、成長発達のメインディッシュ、主食である。秋田大三郎さんが著書『楽しさは子どもの主食です』（新樹社）の中で、「主食」という言葉を用いた。

漢字の「遊び」は、学校や諸団体がとりくんでいる。ただそれは、子どもにとっては「遊ばせられている活動」。「遊び」が子どもにとって主体的で自発的なものになるためには、その前提としてひらがなの「あそび」が必要である。たとえば車のハンドル、ブレーキペダルにあるゆとりの部分、ここを日本人は「遊び」と言ってきた。これは一見無駄に見えるがそれがないと機能しない、正常な働きにならないという、実に本質的な意味がある。

すすむ子どもの「ストレス」「孤立」そして「劣化」

国連の子どもの権利委員会は、日本の子どもが極めて競争的な教育制度によりストレスにさらされている、と指摘。ユニセフの「子どもの幸福度調査」（2007年）では、日本の15歳の子どもの29.8%が孤立感を抱いている（O E C Dの平均は7.4%）。いわゆる自尊感情や自己肯定感が非常に低いのも、日本の子どもの特徴。

清川輝基さんは、『「メディア漬け」で壊れる子どもたち』（少年写真新聞社）という本の中で、「子どもや若者の多面的な発達不全=劣化が始まった」と表現した。

子どものライフ・バランスを見直す

おとなの「ワーク・ライフ・バランス」を子どもになぞらえれば「スクール・ライフ・バランス」、つまり、ますます学校を中心とした生活になってきて、子どもの本来のライフ・バランスが崩れているのではないか。

それには、子どもの権利条約の31条が大きな問題提起になっている。遊びの問題だけでなく、子どもの学びや子どもの仕事、あるいは子どもの基本的な生活の習慣なども含めて、子どものライフ・バランスを見直す必要がある。

二、「遊び」がもつ力・機能への注目

1 総合的な人間形成力

「劣化」を克服していく上で、身体的にも、コミュニケーションや社会性の面でも、遊びそのものの中に総合的な人間形成力が組み込まれている。

2 魂の活性化

遊びは、イキイキ・ワクワク・ハラハラ・ドキドキして魂が揺さぶられ、「魂の活性化」をうながす。それは、子どもの成長発達にとって非常に重要。

3 「溜め」をつくる

遊びは、精神的な「溜め」をつくる基盤としても重要。子ども時代の遊びや共同生活のなかで、失敗や成功体験、ケンカや仲直りを通じて経験する確執などによって「溜め」が蓄えられる。遊びを失うことは、子ども・若者が自立していく上で必要な精神的な「溜め」を失うこと。

4 こころを癒す

遊びは、「こころを癒す」という機能を持つ。大震災で大きなトラウマを抱えた子どもたちが、そこにある机を壊したり、あるいは、心の内にあるものを「お絵描き」で表出する。こうするなかで深いトラウマを癒していく。

5 こころをひらかせる

子どもたちがたっぷり遊んだ後に、抱えている悩みなどをボロッとうちあけることがある。子どもがこころをひらいていく上で、遊びが持っている意味は大きい。

6 発達の基軸

子どもの発達の基軸には、自己肯定感、自尊感情、自分が役に立っているという感情の獲得がある。自分の「あるがまま」が認められ、仲間に「憧れ」を感じられ、「あてにし・あてにされる」という関係、遊びや遊び集団の中には、こうした発達の軸が豊かにくみこまれている。

7 共同の「しごと」を生み出す

自分たちで遊びをつくろうとすると、いつ、どこで、

何を使って遊ぶかなど、そのための共同の「しごと」、つまり子どもの役割がくみこまれた「しごと」が生まれる。これは子どもの成長発達にとって重要な課題。

三、子どもの権利条約第31条が提起しているもの

1 子どもの基本権としての文化権

日本には、子どもの文化を基本的な権利として保障する独自の法律がない。第31条「休息・余暇、遊び・レクリエーション、文化的生活・芸術への参加の権利」は重要。遊びの権利は、文化権の一つの重要な柱であり、休息・余暇の権利は、ひらがなの「あそび」に関わるもの。

2 余暇権、ほんもののゆとりとは

本物のゆとりとは、余暇の権利とは何か。余暇とは「気晴らしを保障すること」。好きなことをするもよし、ブラブラするもよし、何もしないのもよし。生活と活動を自分で決める時間が保障されることである。

3 「あそび」があって「遊び」が成立する

子どもにとって漢字の「遊び」は、何もしない時間の保障も含めて、ひらがなの「あそび」があって成立する。

「あそび」と「遊び」をセットにしてとらえる。「遊ばせ活動」「遊びのサービス」と、子ども自身がつくりだしていく豊かな遊びを区別してとらえる視点が必要。

4 第15条との深い関連

「遊び」は権利条約第15条「結社・集会の自由」と深い関係を持つ。おとなに準備してもらうのではなく自分たちで遊びにとりくむなら自治が必要、子どもの組織が必要になる。15条を31条と関わらせ深めることが重要。

四、問われている親・教師の生活と労働の見直し

問われているのは、親や教師、おとの労働や余暇の見直し。教師のバーンアウトや"うつ"の問題などは、子どもの教育・文化の保障にとって深刻。おともも日々の生活に、「あそび」と「あそび心」をどう自覚的にとりいれていくかが重要なのではないか。

「子ども像」ではなく「子ども観」を鍛える

「子ども像」ではなく「子ども観」を問い合わせ直そう。学校の評価は「理想の子ども像」を描き、そこへ引き上げようとする。そうではなく、目の前にいる子どものありのままの姿から何をつかみ出すか。子どもの意見をたっぷり聞き、子どもの体験の場をつくり、子どもとおとなが交流することが必要。「子ども像」にふりまわされるのではなく「子ども観」を鍛えることが課題。

・・・・・

特別報告として「学力テスト体制のもとでの子どもたち」(北海道・斎藤秀昭さん)、「授業づくりと教科書」(埼玉・斎藤英樹さん)、「地域で子どもをどう育てるか」(神奈川・五十嵐マリ子さん)が報告しました。

参加者の感想から

1 子育ての主権者としての住民が今こそ

岩橋能二(「少年少女組織を育てる全国センター」元常任委員長)

子どもたちが、くらしの主人公になれないのが現実です。しかしそれを許さず、子どもが子どもらしく育つことを願い、そのためにとりくむ人たちがいます。少年少女センター全国ネットワークに結集する人たちです。

「子どもたちは『缶蹴り』や『ケイドロ』などで声を張り上げながら夢中で遊びます。すると、もう子どもの間に壁はなく、鬼に見つからないように見張りを立てたり、おとりを立てて缶を狙っていくのです。この発展していくことこそ『遊び』の魅力の一つだと思います」(深谷たけのこ少年団・『ちいきとこども』18号)

住民である子どもたちが、町の中で仲間とともに活動し、子どもらしくくらしを楽しむ中で、育ちあい、成長していくことをめざしています。住民である大人(父母・青年)は、子育ての主権者として、住民である子どもを見守り育てます。

増山均さんが、子どものライフバランスの見直しを提案し、学校中心のバランスでなく、地域生活と家庭生活を含めた学び・遊び・余暇時間のバランスを考えないと、子どもの生活にさらにゆがみが生じると指摘していることに注目しています。このことを実現していく上で、住民としての大人(父母・青年)の立ち上がりが決定的だと思っています。住民こそ子育ての主権者だからです。

人びとが分断され、孤立化されている今、これではいけないと感じている人も多いと思います。だからこそ、子どもから大人まで、人と人がつながらなければいけないのではないかでしょうか。

2 日本を救う魔法の言葉になる！

松井恵美子（富山高教組）

「子どもはプラプラさせておいていい、権利なのです。」増山先生の言葉に私は「日本を救う魔法の言葉となるぞ！」と感じました。

何でも競い合う日本社会です。労働の非正規化や不十分な福祉、負け組になることへの恐怖感が蔓延し、「ゆとり」「あそび」は無駄なものとみなされがち。小学校は「遊びの時間」を「グランドで走る時間」に変え、運動量を数値化しているようです。また、「成果を出さねば」といった不安感から、子どもたちの自主的な学びを待つ余裕がなく与え続け、「子どもたちの学ぶ意欲がなくなった！」と教師たちは嘆きの声をあげるといった矛盾が起きています。

昨年訪れたスウェーデンとフィンランドでは、一人ひとりが大切にされている平等教育が貫かれていることに驚かされました。自然とともに生きることを大切にした野外教育が、幼児期から大人まで全ての人々の心を豊かに育み、発想や独創力を生み出す力になっています。そこに生きる人々の発想は、「どんな生き方をしても、自分らしく輝けること、人が人らしく幸せに生きることが、尊ばれるべき」なのです。

この考え方は、実は「改正」されてしまった1947年教育基本法の考えにとても近いということ。「改正」は日本が迷走していることの証です。

でも大丈夫！「子どもの権利条約」を学び合う行動が社会に実践されるならば、日本の子どもは守られるでしょう。ともに頑張りましょう。

安倍「教育再生」ストップ！憲法を守ろう！

日比谷野外音楽堂に
2700人

子ども全国センターが全教・教組共闘連絡会とともに主催した「安倍『教育再生』ストップ！憲法を守り、いかそう 3.29 全国学習決起集会」が3月29日、東京・日比谷野外音楽堂で開催されました。

集会には、子ども全国センター代表委員の三上満さん（教育家）、茂木俊彦さん（民主教育研究所代表運営委員、桜美林大学特任教授）をはじめ、子ども全国センター加盟団体からの参加者、全国の教職員を中心に2700名を超える参加者が集いました。また、全国46の団体、71人の個人から集会への賛同が寄せられました。

集会では、小森陽一さん（「九条の会」事務局長、東京大学大学院教授）が、全国6000にまで広がった「九条の会」が世論を変え、2009年に第一次安倍内閣を退陣に追い込んだことに触れ、「私たちが世論を動かせば、



今回も安倍政権をひきずりおろすことができます。『九条の会』を学校・地域に広げ、ともにがんばりましょう」と訴えました。

全国5ブロックの代表が9条、21条、25条、26条など「I LOVE 憲法メッセージ」をアピールしました。また、憲法を守りいかすとりくみの「リレートーク」では、宮城から「3年経った今も被災地の復興はすすんでいない。子どもたちに明るい未来をつくっていきたい。被災地にこそ憲法を」との発言がありました。

オープニングのトランペット演奏、埼玉エイサー隊、「おやじバンド」が歌う「こんな学校すてきだね」、3.29合唱団の大合唱など文化行事も多彩に繰り広げられました。

今回の集会の特徴は、参加者がそれぞれの地域、団体で憲法を守りいかすとりくみを広げ、横断幕やタペストリーなどにして持ち寄ったことです。長崎高教組の皆さん、「安倍『教育再生』は、長崎の龍の逆鱗にふれた」として、うろこ1枚1枚に憲法への思いや安倍政権への怒りを書き込んだ龍の横断幕を作成しました。

集会終了後、こうした思いのプラカードや横断幕、コスチュームで「憲法を守りいかそう」をアピールしながら、銀座パレードを行いました。

●子ども・子育て支援新制度の問題点●

子どもにとって求められる保育とは

田川英信（自治労連 憲法政策局長）

2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）が実施されようとしています。この新制度により、保育は複雑多様な施設構成となり、所管も内閣府、厚生労働省、文部科学省に分かれることになりました。

かつては「措置」、すなわち市町村が職権で必要性を判断し、保育所入所を決定していました。この「措置」には、自治体の保育所による保育実施責任、施設や職員配置などの全国一律の最低基準保障、国や自治体の財政保障、という重要な役割がありました。

しかし、国が責任をもつ措置制度から、本人の自己責任とする契約制度に社会保障制度が改悪される中、保育も1997年の児童福祉法改定で「措置」制度ではなくなりました。それでも、公的保育を守る運動の力で、市町村が認可保育所による保育実施責任を負う制度は残っていました。

市町村の保育実施責任は保たれたが

市町村が保育実施責任を負わず、保育を完全に自己責任とする改悪がねらわれたものの、粘り強い運動で、市町村が実施責任を負う保育所が新制度でも残りました（改正児童福祉法第24条1項）。

他方、新しく保育所と併存する形で、保育実施責任を負わない直接契約の多様な施設（同法第24条2項）が規定されました（新制度は、法律としては未施行）。

直接契約の多様な施設（認定こども園、地域型保育等）は、保育料は応益負担として個々の施設で決め、事業者を競争させます。保育環境や保育内容を良くすると、当然コストに反映し、高い保育料となります。高い保育料を負担するには一定の所得が必要であり、保護者の所得によって、子どもの受ける保育には格差が生じることになります。これが新制度の最大の問題点です。

なお、新制度でも保育所には24条1項が「当面の間」適用されることになり、これまで同様、認可保育所の保育料は所得に応じて行政が決め、同一市町村内では公立

も私立も同額となります。つまり、保護者の所得に関係なしに、子どもに必要な保育が提供されます（ただし、

「当面の間」であり、いずれ保育料を保育施設ごとに決める想定しています）。

その他の問題点としては、①保育所以外は待機児童とならず、対策が弱まる、②多様な保育施設での価格競争が避けられず、経費削減で保育士の非正規化、低賃金化がすすむ、③一部保育施設について保育士資格を要件から外すなど、保育の内容と水準の低下が懸念される、④多様な保育施設が生まれ、地域の標準的な保育という考え方方が後退し、公立保育所の廃止・民営化がすすむ、などがあります。

自治体の責任で認可保育所の整備を

ところで、新制度の実施に必要とされる1兆1千億円余の財源について、消費税から7000億円を充てることは決まったものの、残りの4000億円余については調達の見通しが立っていません。さらに国の政省令制定が遅れ、市町村での準備が難しくなっています。にもかかわらず、政府は市町村に6月議会で条例制定を、と求めています。6月議会での条例化ということは、財源も決まりず、制度設計も確定しない中で、実施計画の作成や条例化などの準備を強いられているということです。

また、政府は保育所における市町村の保育実施責任の形骸化をねらい、公立保育所を直接契約の幼保連携型認定こども園（幼稚園と保育所が一体になった施設）に移行するよう、誘導しています。すでに市町村で、幼稚園や保育所をすべて認定こども園に移行させる方針を明らかにしたところも出ています。これでは、24条1項は形骸化されてしまいます。

住民の保育要求に応え、すべての子どもに等しく保育を保障するうえで、自治体が責任を持つ認可保育所の役割は重要です。認可保育所を中心とした整備が求められています。

シンポジウム

どうする!? これからの日本の教育

主催：日本弁護士連合会

4月4日（金）、日本弁護士連合会の主催で上記のシンポジウムが開かれ、弁護士、教育関係者、市民などが多数参加しました。

基調講演として「いま、なぜ教育『改革』なのかー何が目指されているのか」（世取山洋介・新潟大学准教授）と、「いま、教育現場・子どもの学習権保障にとって必要なことは何か」（佐藤学・学習院大学教授）が行われました。

世取山さんは、安倍政権の「教育再生」の全体像に触れ、競争と自己責任による新自由主義的な教育と、教科書や教育委員会等への統制、いじめ防止推進法など新国家主義・厳罰主義による教育を一体的にすすめようとした。

ていることを指摘しました。

佐藤さんは、憲法26条（教育を受ける権利）は25条（基本的生存権）、13条（幸福追求の権利）とセットであり、学びは子どもの生きる希望の中心。すべての子どもにひとり残らず学ぶ権利を保障することが教育の使命である、と述べました。

元中学校教諭（東京・公立）、七尾養護学校の元保護者（PTA会長）、子どもと教科書全国ネット21事務局長、弁護士などがリレー報告をしました。東京都文京区の教育委員をしている坪井節子弁護士は「教育委員会制度が変えられようとしているが、地域と一緒にになって、形骸化させないことが大切」と述べました。

ブックレット

子どもを見るまなざしを問い合わせ直す

学ぼう、使おう 子どもの権利条約

子ども全国センターは、このたび以下の内容をまとめてブックレットを発行しました。子どもの権利条約を学び、具体的に生かすとりくみの参考にご活用ください。（A4サイズ、56ページ）お問い合わせは、子ども全国センター事務局まで。

○2013年12月6日のシンポジウム「子どもたちが幸せに生きる社会を」における、

堀尾輝久さん（東京大学名誉教授）、雨松康之さん（兵庫県立高校教員）、川上美砂さん（東京・調布市民）、三上満さん（教育家・元中学校教員）の発言

○2014年2月22日の「子どもと教育を語るつどい」における増山均さん（早稲田大学教授）の講演「子どもの主食としての『あそび・遊び』－子どもの権利条約31条と子どもの生活の見直し」



子ども全国センター2014年度総会

2014年6月28日（土）13:00～16:30

全国教育文化会館 地下会議室

お話 中嶋哲彦さん（名古屋大学）

安倍「教育再生」と憲法「改正」

一何をめざす教育委員会制度改革（仮題）

総会議事

教科書に眞実と自由をつどい 5.23



教育の主役は子どもたち—安倍政権は「教育再生」の名の下に、この常識を破ろうとしています。教科書検定の基準を実行変更。法律を変えて教育委員会から独立を奪い、「道徳」を教科にする。まるで教師のような話です。おかしな動きをストップし、「子どもが自分でかつ独立の人格として成長する」ための教育。教科書を読んでいくために、作家・雨宮勉さんと高校生、学生たちの話を聞き、現場の想いを共有するつどいを開きます。あなたの参加をお待ちしています。



今、憲法と教育があぶない

入場無料
今、憲法と教育があぶない! 教科書に眞実と自由をつどい
内 容 トークセッション: 雨宮勉さんと高校生、学生、寸劇
リレースピーチ(教科書監修者、教員、作家、在日韓国青年)ほか
と き 5月23日(土) 18:30～
ど こ 牛込草園区民ホール(東京六丁目橋(牛込神田交差点) A1出入口)
主 催 実行委員会(連絡先: 出版労連 03-3816-2911)